

# 犯罪被害少年に対する実名報道の是非

U210716 高橋 駿

- 1 はじめに
- 2 犯罪被害者に対する報道の現状
- 3 犯罪被害者が有する権利
- 4 自説
- 5 おわりに

## 1 はじめに

以前から私はテレビ番組や新聞などを閲覧していて、加害少年の実名や顔写真は報道されないのにも関わらず、被害少年の実名や顔写真などの個人情報公表されていることに違和感を覚えていた。

これは、加害者少年は少年法第 61 条により少年の氏名、年齢、容貌等により当該事件の本人と推知できるような記事又は写真の出版物への掲載を禁止しているためこのような事が発生している。

また、日本の刑事司法制度において加害者の人権保障については多くの議論が上がる一方で、犯罪被害者の法的地位への配慮や社会的な支援は不十分である。

そのゆえ現在の議論は被害者の実名報道を倫理的な観点から捉えていることが多く、法的に検討している場合はほとんど存在していない。

そこで私はこの被害少年の実名及び顔写真の報道のあり方について私の考えを述べていく。

## 2 犯罪被害者に対する報道の現状

犯罪被害者に対する報道の現状として、いま現在犯罪被害者基本には報道被害に関する記述はないため、日本では被害者の実名を報道しないように規定する法律は存在していない。そのため、実名報道を行うかどうかは 100%メディアに委ねられているのである。

だが、犯罪被害者基本法の中で求められた計画として、2005 年に施行された犯罪被害者等基本計画が存在すら。この計画において事件・事故等に関して警察が報道機関に発表する場合の被害者等の名前について、「警察は犯罪被害者の匿名発表を望む意見とマスコミの実名発表の要望を踏まえ、プライバシーや公益性などを総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるように配慮していく」とされた。

しかし、これにはメディアなどは事件や事故を正確に、客観的に取材、検証し、報道するために、実名は欠かせないとして削除を求めるなどの反対の声が多く上がった。

このような歴史を経た上で現在は前述したように実名報道に関して直接言及する法律は存在してないのである。

メディアがこの問題に関して出した声明としては、2022年3月に日本新聞協会が出した声明が存在する。この声明では犠牲者の実名を報道する理由を誰が被害に遭ったのかという事実は記事の核心であり、被害に遭った人がわからない匿名社会では、被害者側から事件の教訓を得たり、後世の人が検証したりすることもできなくなるとしている。

上記の声明のように、実名報道のメリットとしては、5W1Hは記事にとって重要な情報であり実名で報道することによって記事の信憑性があがったり、後世の人が検証したりすることができるなどのメリットが存在している。

その反面デメリットももちろん存在している。

まずは、二次被害であり被害者の約9割は経験しているといわれている。二次被害とは周囲やマスコミによる無責任な報道がなされることによって犯罪行為そのもの以外で深刻なストレスが生じる被害のことである。

次にあげるデメリットとしてはメディアスクラムの発生である。社会に関心が高い事件・事故においてマスメディアの記者が多数押しかけ、被害者本人、家族、友人近隣住民などに対して強引な取材をすることである。実名報道をすることによってこのようなことが起きているのは事実である。

有名な事例としては、東京電力女子社員殺人事件が存在する。この事件では1997年渋谷区のアパートで女性の死体が発見された事件であり、被害者の女性は実名で報道された。その後、週刊誌やスポーツ紙ワイドショーなどで、被害者の親が知らないような被害者女性の多数の男性との交友歴、ホテル街に毎日のように出入り、夜仕事をしていた。など被害者のプライバシーを損害するような内容が連夜放送された。これに対して、異例の被害者の母親が各マスコミに手紙を出したという事例である。実際に亡くなっているのは被害者であり、その家族は深い傷を負っているのにも関わらずこのような報道の仕方は極めて卑劣でありメディアの権益しか考えていないととれる。

現在、犯罪被害者の取材と報道には上記のような問題があることから、メディアは、犯罪被害者に関する報道について、基本的に一定の基準が設けられている。

基本的に、実名報道を原則としているが殺人事件の場合、家庭内の惨事の被害者は、負傷の場合匿名になっていたり、性犯罪の被害者は匿名が原則になっていたりする。

### 3. 犯罪被害者が有する権利

犯罪被害者基本法では、第3条で「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」とされている。

しかしながら、報道における被害者の権利は具体的には規定されていない。

その結果、被害者の実名報道を検討する際にはプライバシー権で議論されることが多い。このプライバシー権は憲法13条に基づいて保障されており、犯罪被害者は当然この権利を有している。

### 4. 自説

今まで犯罪被害者に対する報道の現状や被害者が有する権利などについて述べてきたが、そのようなことを踏まえた上で私は被害者の実名報道はされるべきであると考えます。

理由としては今回の憲法13条の観点からみる個人の尊重よりも憲法21条で保障されている表現（報道の自由）・刑法230条の2の観点からちる公益性から判断して、実名報道によって得られる公益性は非常に高くそれは例外を除いて個人の尊重よりも優先されるべき事項だと考えるため、実名報道はすべきだと考えています。

しかしながら、前述した通りメディアでの報道によってメディアスクラムなどの二次被害が起きたり、被害者のプライバシーを侵害するような内容が報道されたりする事があるのも現状である。

そのため私は被害者本人・被害者家族が実名報道・顔写真などの個人情報の報道を拒否した際は報道してはならないといった内容の法律を作成すべきだと考える。なお被害者が死亡している場合においては、被害者に家族がおり、被害者家族が報道を拒否した場合は同じく報道してはならない。

このような内容の法律を作成し法的拘束力を持たせることが必要である。そしてその結果、犯罪被害者にも少しはプライバシー権が付与されるのではないかと考える。

### 5. おわりに

本論では被害少年の実名報道や顔写真などの個人情報に関する報道の是非・あり方について論じてきた。

現状として、実名報道するかどうかはされる側ではなく警察がメディアや本人からの要望を踏まえて判断を行うことになっている。ただ基本的に実名報道される事が原則であり、その点で発生するデメリットも数多く存在している。

以上のような現状を踏まえたうえで自説でも述べた通り犯罪被害者少年に対する実名報道

については概ね賛成である。

しかしながら、二次被害やメディアスクラムが発生してしまう可能性を鑑みてそれらの事項に関する新たな法律を作成し、法的拘束力を持たせるべきだと考えている。この新たな施策によって以前よりは犯罪被害者が有するプライバシー権が担保されると考えている。

また、そもそもメディアの在り方が本来の在り方であったり犯罪被害者・その家族等の尊厳が尊重される社会であったりすれば匿名での希望を望んだり実名報道を批判の声は少なくなると考える。

私の願いとしては、メディアが自らの権益よりも公益性を重視し被害者に対して思いのある社会を私は望んでいる。

---

## 参考文献

日本新聞協会とくに被害者の実名報道に関して「実名報道に関する考え方」（2022年3月）

<[https://www.pressnet.or.jp/statement/report/220310\\_14533.html](https://www.pressnet.or.jp/statement/report/220310_14533.html)>

千葉犯罪被害者支援センター 「二次被害について」

<<https://chibacvs.gr.jp/pages/76/>>

日本弁護士連合会「報道のあり方と報道被害の防止・救済に関する決議」（1999年）

<[https://www.nichibenren.or.jp/document/civil\\_liberties/year/1999/1999\\_3.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/1999/1999_3.html)>

警視庁 犯罪被害者等施策

<[https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/keikaku/kihon\\_keikaku.html](https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/keikaku/kihon_keikaku.html)>

